

## 鳥取県告示第457号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 名称

東町地区急傾斜地崩壊危険区域

### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ直線に囲まれた区域（平成4年鳥取県告示第394号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
倉吉市東町 449-2	1号
倉吉市葵町 584	2号、3号及び4号
倉吉市東町 448-1	5号